

公 告

令和8年度 筑後川河川事務所管内（筑後川、矢部川）等における災害時等応急対策業務（測量）に関する基本協定

次のとおり公告します。

令和8年 1月16日

九州地方整備局

筑後川河川事務所長 塚原 隆夫

1. 基本協定の概要等

(1) 基本協定名

令和8年度 筑後川河川事務所管内（筑後川、矢部川）等における災害時等応急対策業務（測量）に関する基本協定

(2) 基本協定の目的

本協定は、筑後川河川事務所が管理する直轄区間（筑後川、矢部川）等において発生した災害対策に関し、災害の拡大防止と被害施設の早期復旧を目的として、必要な体制と災害調査の能力を確保するため災害時等応急対策業務（測量）を行うことを目的とするものである。

また、筑後川河川事務所が管理する直轄区間（筑後川、矢部川）外において広域的な支援が必要となる場合は、本協定に基づく対応を行うものである。

(3) 基本協定区間

筑後川河川事務所管内

筑後川、矢部川 等

(4) 基本協定期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

(5) 基本協定締結業者の選定については、業務実績、緊急時対応能力、地域精通度等を総合的に評価して、協定締結業者 20 社程度を決定する。

(6) 基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に測量を実施する場合は、速やかに業務請負契約を締結する。業務の実施に当たっては関係法令を遵守するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の業務を行わないこととする。

2. 参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）（以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

(2) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和 7・8 年度の測量業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている又は申請中であること。

なお、令和 8 年 4 月 1 日時点において、認定されていない者のした協定締結申請は、競争に参加する資格を有しない者として、当該協定締結申請を無効とする。

(3) 九州地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

- (4) 福岡県、佐賀県、大分県内のいずれかに本店又は支店等営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）を有していること。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 平成28年度以降に国、県または市町村等が発注した河川に関する測量業務の実績があること。なお、国、県または市町村等の「等」とは、九州地方整備局の事業と類似事業を行う事業者とする。
- (7) 過去2年間（令和5年度～令和6年度）に完了した業務のうち、国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港関係を除く）の平均業務評定点が60点以上であること。
ただし、評定通知を受けていないため業務成績を評価できない場合、又は「成績評定要領」に基づく100万円以上の国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港関係を除く）の実績がない場合は、この限りではない。
- (8) 緊急業務に対応する体制として、5名以上の測量士又は測量士補の資格を有する者を早急に対応させることができること。（ただし、1名以上の測量士を必要とする。）

3. 技術資料の総合的な評価に関する事項等

技術資料等説明書に示す評価項目について、評価基準に基づき評価する。

4. 本基本協定に関する手続等

(1) 担当部局

〒830-8567 福岡県久留米市高野一丁目2番1号
 国土交通省 九州地方整備局 筑後川河川事務所 流域治水課
 電話 0942-33-9134（直通）
 FAX 0942-35-0224（直通）
 担当：地域防災調整官 平 幸策（内線304）
 専門官 佐藤 浩成（内線507）

(2) 技術資料等説明資料の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間：令和8年1月16日（金）から令和8年2月6日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで

- ② 交付方法：電子メールにより交付。

下記メールアドレス宛に「会社名」、「担当者名」、「分野」を記載 のうえ、メールを送信すること。

電子メールアドレス：qsr-chikugo-r4@ki.mlit.go.jp

※件名は、「R8 筑後災害協定 申請書依頼 分野：〇〇」と記載。

(3) 協定締結参加申請書等の提出期間並びに提出場所及び方法

- ① 提出期間：令和8年1月16日（金）から令和8年2月6日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで
- ② 提出場所：上記4.（1）に同じ。
- ③ 提出方法：持参又は郵送、FAX等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。）により提出する。

FAX 番号は上記 4. (1) とし、送信後は電話により着信を確認すること。

5. その他

技術資料の作成要領、基本協定締結業者の評価及び決定方法などの詳細については、「技術資料等説明書」による。